

# 欧米競争政策の動向のポイント

2020年1号(令和2年4月24日)

金子 晃 監修

内 容

## I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、米国政府に引き渡された韓国系自動車部品会社の元幹部が市場分割協定等に  
参加していた旨の有罪答弁を行ったと公表(2020年3月3日)

## II 欧州競争法(政策)

- 1 共謀事件  
欧州委員会、ホテルグループ Meliá に対し顧客間の差別を理由に 670 万ユーロの制裁  
金を賦課(2020年2月21日)
- 2 支配的地位の濫用事件  
欧州委員会、ルーマニアからの天然ガス輸出を容易にする Transgaz の確約措置を承  
認(2020年3月6日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241

FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、1件の事件が取り上げられている。当該事件では、韓国系自動車部品メーカーContinental Automotive Koreaの元幹部が、ドイツ政府から米国政府へ引き渡され、アトランタの裁判所で有罪答弁を行い、また9か月の禁固刑を受けた。当該元幹部への嫌疑は、彼が米国などに所在する韓国系自動車メーカーらに販売されるインストラメント・パネルに関する国際的な市場分割と入札談合を行っていたというものであった。

### 1 司法省、米国政府に引き渡された韓国系自動車部品会社の元幹部が市場分割協定等に 参加していた旨の有罪答弁を行ったと公表(2020年3月3日)<sup>1</sup>

司法省は3月3日、Continental Automotive Korea Ltd.の元主要顧客マネジャーで韓国籍のEun Soo Kim氏が、ドイツ政府から米国政府へ引き渡され、ジョージア州アトランタの裁判所で有罪答弁を行ったと公表した。Kim氏への嫌疑は、彼が複数の自動車メーカーに販売されるインストラメント・パネルに関する国際的な市場分割と入札談合を行っていたというものであった。

司法省のマカン・デルラヒム反トラスト局長は次の声明を出した。「本日の有罪答弁は、反トラスト局がより一層の固い決意を持っていることを示している。また、それは米国の消費者を騙すために共謀に参加した幹部が長時間隠れたり、又は遠い場所で隠れたりしたとしても逮捕を免れることができないということを示している。反トラスト局は、国際市場の競争を共謀で歪めた罪人を裁くため、世界中の執行当局と協力をするを含め、あらゆる手段を講じることにコミットしている。」

Kim氏の引渡しは、反トラストの罪のみに基づくものとしては3件目であり、今年に入ってから行われたものとしては2件目である。同氏は、5年近くの逃亡の後、2019年9月にドイツ当局によってフランクフルトで逮捕された。同氏は最終的に自身の身柄引渡しに同意し、また2020年2月28日にアトランタに到着した。2020年3月2日に同氏はジョージア州北部地区地裁のTimothy C. Batten, Sr.判事の前に出廷し、有罪答弁を行った。Batten判事はKim氏に9か月の禁固刑を言い渡した。同氏が米国政府へ引き渡されるまでの未決勾留期間は、当該刑期に算入された。同氏はまた13万ドル(約1404万円、1ドル=108円)の罰金刑の宣告も受けた。

Kim氏は、米国その他の地域における韓国系自動車メーカーら及びそれらの子会社に販売されるインストラメント・パネルに関する市場分割及び入札談合を行っていた旨の有罪

---

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Extradited Former Automotive Parts Executive Pleads Guilty to Antitrust Charge, March 3, 2020.

答弁を行った。インストラメント・パネルは車のダッシュボードに取り付けられる制御パネルのことであり、それには様々なメーター類(速度計、回転速度計、走行距離計、燃料計など)や警告灯(シートベルト、サイドブレーキ、エンジン、給油、油圧、タイヤ空気圧などの警告灯)が設置されている。Kim氏は、遅くとも2008年2月から2012年5月までの間、当該共謀に関与していた。

Kim氏を含め、100以上の法人と個人が自動車部品産業を巡る司法省の調査によって起訴されている。合計で29億ドル(約3132億円)以上に上る罰金刑が科せられ、また個人32名には罰金刑及び1年1日から2年までの間の禁固刑が科せられている。

本件は司法省反トラスト局及び連邦捜査局(FBI)が行っている自動車部品産業における入札談合、価格カルテル及び別の反競争的行為に対する反トラスト審査の結果によるものである。本件の訴追は反トラスト局シカゴ事務所及び連邦捜査局アラバマ州モービル事務所によって行われた。身柄引渡しには司法省刑事局国際室及び連邦保安官局が協力をした。司法省は本件におけるドイツ政府の協力を表している。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号で取り上げた1件目は、スペインのホテルグループ Meliá が旅行代理店と締結していた宿泊施設の予約に係る契約が顧客の国籍、居住地による差別を行うものであったところ、EU 単一市場を分断するものとして、Meliá に対し約8億円の制裁金が賦課されたものである(EU 運営条約 101 条違反)。

2件目は、ルーマニアのガス輸送会社 Ttansgaz によるハンガリー、ブルガリアへの天然ガス輸出を抑止する行為が市場支配的地位の濫用と認定された事件であり、Ttansgaz の申し出た措置を法的拘束力あるものとする確約手続により解決された(EU 運営条約 102 条違反)。本件は、近時の欧州委員会による安定的なガス供給確保に向けた取組を補完するものである。

### 1 共謀事件

#### **欧州委員会、ホテルグループ Meliá に対し顧客間の差別を理由に 670 万ユーロの制裁金を賦課(2020年2月21日)<sup>2</sup>**

欧州委員会は、旅行代理店との契約に競争制限的な条項を盛り込んでいたことを理由に、スペインのホテルグループ Meliá に対し 667 万 8000 ユーロ(約8億円、1ユーロ=120円換算)の制裁金を賦課した。本条項は、EU 競争法に反し、顧客の所在地に基づいて EEA(欧州経済領域)内の顧客を差別していたものである。

欧州委員会は 2017 年 2 月に Meliá と旅行代理店間で締結された宿泊施設に関する契約条件を対象に反トラスト調査を開始し、顧客の国籍又は居住地に基づいて顧客を違法に差別している条項が含まれていないか検討を行った。

欧州委員会の調査の結果、Meliá は旅行代理店間で宿泊施設の積極的・消極的販売を制限する契約を締結していたことが明らかになった。すなわち Meliá が旅行代理店との間で締結していた標準的な契約条件には、特定の国に居住する顧客の予約のみを有効とする条項が含まれていた。本条項は、旅行代理店が EEA 諸国における宿泊施設の客室を自由に販売し、また限定された国以外に居住する顧客(旅行者)からの直接予約を制限することで、欧州単一市場を分断するものである。その結果、顧客(旅行者)はホテルの実際の空室状況を見ることができなくなり、また他の加盟国に所在する旅行代理店を通じて最も安い料金で客室を予約することができなくなった。

欧州委員会は、Meliá の違法な行為は欧州の顧客から単一市場の核心的利益の1つであ

---

<sup>2</sup> Press Release, European Commission, Commission fines hotel group Meliá €6.7 million for discriminating between customers, 21 February 2020.

る、買い物を行う際により多くの選択肢と、より良い取引条件の享受を奪うものであると考えている。

### **Meliá の協力**

Meliá は、法的義務を超えて欧州委員会に協力をを行い、違反事実と EU 競争法違反を認めた上で、証拠を提供した。よって欧州委員会は、協力に対する見返りとして 30% の制裁金減額を与えた。

### **制裁金**

制裁金額は欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算出された。制裁金額を決定するに際し、欧州委員会は違反行為に関連する売上高、違反行為の重大性と継続期間のほか、Meliá が調査中に欧州委員会へ協力した事実を考慮した。その結果、Meliá に賦課された制裁金額は 667 万 8000 ユーロとなった。本件違反行為は、2014 年と 2015 年の 2 年にわたり実施されたものである。

### **背景**

欧州委員会は 2017 年 2 月、顧客からの訴えを受け、Meliá が締結した宿泊施設の契約条件に対する反トラスト調査を開始した。調査対象となった契約条件は、欧州の四大旅行会社(Kuoni、REWE、Thomas Cook、TUI)との間で締結されたものである。

欧州委員会は、ホテルが客室利用率を高めるため革新的な価格システムを開発導入することを歓迎する。しかしながら、居住地や国籍により顧客を差別することは EU 運営条約 101 条に違反するおそれのある行為である。

## **2 支配的地位の濫用事件**

### **欧州委員会、ルーマニアからの天然ガス輸出を容易にする Transgaz の確約措置を承認(2020 年 3 月 6 日)<sup>3</sup>**

欧州委員会は EU 競争法の下、Transgaz から申出のあった確約措置を法的拘束力あるものとする決定を採択した。同社は、ルーマニアから隣接加盟国であるハンガリーとブルガリア向けの天然ガスの輸出容量を大幅に増加させることを確約した。

### **欧州委員会の競争上の懸念**

欧州委員会は 2017 年 6 月に正式調査開始を公表し、ルーマニア政府管理下の天然ガス

---

<sup>3</sup> Press Release, European Commission, Commission accepts commitments by Transgaz to facilitate natural gas exports from Romania, 6 March 2020.

輸送システム運営業者 Ttansgaz が、同国からの天然ガスの輸出制限が EU 競争法に違反しているかについて評価することとした。欧州委員会は、Ttansgaz が以下のような制限を実施したことに懸念を有していた。

- － ガス輸出施設の投資抑制又は建設遅延
- － 商業的に見て輸出を困難とするガス輸出に対する接続料の設定
- － 輸出制限のための口実として根拠のない技術的な議論の援用

これらの制限は、EU における最大の天然ガス産出国であるルーマニアからハンガリーとブルガリアへの天然ガスの国境を越えた輸送に対する障壁を維持、ないし創出するものであり、競争圧力と天然資源の最適利用に基づいてエネルギーが自由に国境を越える EU のエネルギー同盟の目的に反するものである。

### 確約措置

正式調査の開始を受け、Ttansgaz は欧州委員会の競争上の懸念に応えるための措置を申し出た。欧州委員会は、提案のあった措置が自己の認定した競争上の懸念を取り除くものであるかを確認するため、市場参加者に意見照会を行った。

市場テストの結果を受けて、Ttansgaz は当初提案した措置に修正を行った。措置の最終案は、市場参加者がルーマニアと隣接加盟国の間の接続ポイントを経由して、相当量の輸送量を確保するものである。具体的に Ttansgaz は、

- － ルーマニアとハンガリー(Csanádpalota)間の接続ポイントにおける年間最低 17 億 5000 万立米の輸送量を確保する。これは、ハンガリーにおける天然ガスの年間消費量の約 6 分の 1 に相当する。
- － ルーマニアとブルガリア間の 2 箇所の接続ポイント(Giurgiu/Ruse と Negru Vodă I/Kardam)における年間最低 17 億 5000 万立米の輸送量を確保する。これは、ブルガリアとギリシアにおける天然ガスの年間消費量の半分以上に相当する。
- － ルーマニア天然ガス規制当局(ANRE)に対して行う価格提案について、輸出を商業的に見て困難にする接続料を回避するため、輸出価格と国内価格間の格を解消する。
- － 輸出を妨げるその他の措置を導入しない。

最終措置案は、ブルガリアールーマニアーハンガリーーオーストリア(BRUA)ガスパイプラインプロジェクトのルーマニア区間の最初の段階で見込まれる容量を含めることにより、特にハンガリー向けの追加輸送容量を確保するものである。これにより本プロジェクトへの Ttansgaz の参加も法的拘束力あるものとなる。

本件措置は、2026 年 12 月 31 日まで有効である。措置の実施と遵守を監視するための管財人が任命される。欧州委員会は、修正された措置は自己が認定した競争上の懸念に応えるものであるとして、Ttansgaz を法的に拘束することとした。



## 本件の背景

Societatea Națională de Transport Gaze Naturale Transgaz S.A. (Transgaz)は、ルーマニアにおける唯一の天然ガス輸送網の管理運営者であり同社の輸送網には隣国との全ての接続ポイントが含まれる。ルーマニアは、オランダに次いで2番目に大きな天然ガスの製造業者であり、近年の国家におけるガス田発見を含め大きな天然ガス埋蔵量を有している。

2016年のルーマニアにおける立入調査を経て、欧州委員会は2017年6月にTransgazの行為に対する正式な調査を開始し、同社に対し2018年9月に最初の競争上の懸念を通知した。同年9月21日、欧州委員会は問題解消措置に対するコメントを関係者に寄せるように求めた。

EU競争法の手続規則(2003年1号)第9条は、欧州委員会が企業の申し出た措置を受け入れて反競争手続を終了させることを認めている。このような決定は、EU競争法違反が行われたか結論づけることなく、当該事業者は当該措置を遵守するように法的に拘束される。Transgazが申し出た措置に違反した場合、欧州委員会は同社の競争法違反行為を認定することなく、同社の年間売上高の10%を上限とする制裁金を賦課することができる。

消費者と事業者向けのエネルギーの安定供給は、欧州グリーン・ディールの目的の一つである。競争的かつ完全に統合されたエネルギー市場においては、供給の安全とルーマニアからブルガリアとハンガリーへの自由なガスの流れが確保されるとともに、欧州グリーン・ディールに沿ったEUの温室効果ガス排出削減の目的にも資するものである。

Transgaz事件は、中東欧諸国のガス市場における競争的価格での供給安定確保に向けた欧州委員会の努力を補完するものである。欧州委員会は2018年12月、国境を越えたガス輸送を制限する契約上の制約を取り除き、ブルガリアにおける競争的なガス料金を実現するため、Gazpromに対し拘束力ある義務を課した。また欧州委員会は2018年12月、BEHグループに対する禁止決定を採択し、競争者をブルガリアにおける鍵となるガス施設へアクセスさせることで、同国のガス市場において自由に競争できるようにした。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp、までお願いします。)